

(試行版)

地域包括支援センター自己評価票

平成 25 年 5 月

堺 市

基本的な考え方

(1) 自己評価票の見方

本評価票は、センターの運営において重要となる事項を5つの分野にわけ、項目毎に評価するポイント「解説・視点」を記載しました。また、「地域包括支援センター自己評価まとめ」は、5つの分野を自己評価後、包括的支援事業を総合的に把握します。

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 基本項目（運営全体に関すること） |
| 2 | 介護予防ケアマネジメント |
| 3 | 総合相談支援 |
| 4 | 権利擁護 |
| 5 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援 |
| 6 | 地域包括支援センター自己評価票まとめ |

(2) 評価期間について

評価期間については、1年間が基本です。

(3) 記入者について

本評価票は、職種に関わらずセンター職員全員で検討し、総合判断のうえ記入することを基本としています。各項目について、3職種それぞれの立場から評価することがチームアプローチを基本とするセンターの運営の評価において必要と考えられるからです。

ただし、基本項目についてはセンター長が判断し、記入してください。基本項目については、センターの運営全体に関するものであることから、公正・中立性の確保や人材育成などの運営管理に責任を持つものが評価することが適切と考えられるからです。

(4) 記入の仕方

○各項目について、4段階で評価します。

○「判断の根拠および理由」は、なぜその段階と判断したのか、その根拠や理由について明確にすることにより、各職員間において各項目に係る認識を共有するためご記入ください。

○原因の分析や今後の対応策を検討するうえで重要であることから「改善の方向性」についてご記入ください。

また、1又は2を選択した小項目については、その小項目ごとに「改善の方向性」をご記入ください。

| | | |
|----------|---|-----------|
| 達成度の記入方法 | 1 | 全くできていない |
| | 2 | あまりできていない |
| | 3 | できている |
| | 4 | よくできている |

(5) その他

指定介護予防支援については、包括的支援事業ではないことから、本自己評価票の対象としていません。

地域包括支援センター自己評価票

| | |
|-----|----------|
| 記入日 | 平成 年 月 日 |
|-----|----------|

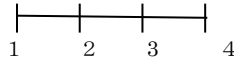
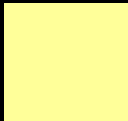
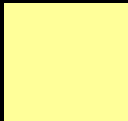
| | |
|-------------|-------------------|
| センター名 | |
| センター長（代表者）名 | |
| 評価期間 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 |
| 記入者名 | |

| ≪地域包括支援センター人員配置≫ （平成 年 月 日時点） | | | ≪担当区域基礎データ≫ （平成 年 月 日時点） | | |
|----------------------------------|--|---|-----------------------------|--|----|
| ①保健師等 | | 名 | 人口 | | 人 |
| ②社会福祉士 | | 名 | 高齢者人口 | | 人 |
| ③主任ケアマネ | | 名 | 要支援者数 | | 人 |
| ④その他職員 | | 名 | ケアプラン作成数 | | 件 |
| 計 | | 名 | （内委託件数 | | 件） |

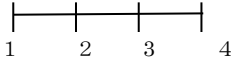
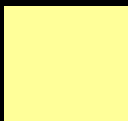
| | | |
|-------------------|---|-----------|
| 評価数値 の記入方 法 | 1 | 全くできていない |
| | 2 | あまりできていない |
| | 3 | できている |
| | 4 | よくできている |

大項目 1. <基本項目（運営全体に関すること）>

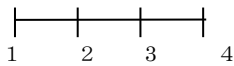
中項目（1） 地域包括支援センターの設置目的について職員に周知・理解させ、運営に活かしているか。

| 小項目 | | 達成度 |
|---|--|---|
| <p>【解説・視点】 高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにしていくためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護や医療サービス等の様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて、切れ目なく提供することが重要です。 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されました（介護保険法第115条の46第1項）が、これらのことを職員一人ひとりが理解して業務を遂行していく必要があります。</p> | | |
| ① | 設置目的について職員が理解している。 * 総合性「高齢者の様々なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活を継続するために必要な支援につなぐ。」 * 包括性「介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつける。（包括性）」 * 継続性「高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供する。」 |  |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | センターの設置目的を踏まえて事業計画をたてるなど、計画的な運営を行っている。 |  |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | センター設置の主旨やセンター業務等を理解するため、職員に対して研修等を行っている。 |  |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① | 改善の方向性 （原因の分析・課題・ ③ 今後の対応策など） | |

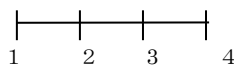
中項目（2） 地域包括支援ネットワークの構築が図られているか。

| 小項目 | | 達成度 |
|---|---|---|
| <p>【解説・視点】 地域包括支援センターが担う「介護予防ケアマネジメント」「総合相談支援・権利擁護」「包括的・継続的マネジメント支援」機能を実現するためには、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉にかかる関係機関・団体、民生委員、介護相談員、地域支え合い等インフォーマルサービス、一般地域住民などの社会資源が有機的に連携していく体制づくりを行う必要があります。</p> | | |
| ① | 担当圏域内において、支援を必要とする高齢者の情報交換や支援方法に関する検討や報告等を行う場を設けるなど、地域のネットワーク構築に取り組んでいる。 * 包括ケア会議（地域ケア会議）などが設置されている * 困難事例対応に関する連携や役割分担が、組織間で明確化（合意）できている |  |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | 活用できる社会資源がない場合には、既存の社会資源を地域のニーズに応じて改善したり開発したりできるよう取り組んでいる。 |  |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① | 改善の方向性 （原因の分析・課題・ ② 今後の対応策など） | |

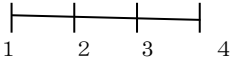
中項目（3） 運営において公正性・中立性が確保されているか。

| 【解説・視点】 | |
|--|--|
| 地域包括支援センターの運営は、公正・中立性を確保しつつ適正にされなければならないとされており、地域の関係者全体がそれを評価する場として、本市では「地域介護サービス運営協議会」を設置しています。センター職員は、その運営が常に運営協議会の関与、すなわち地域の意思に基づいて行われるものであることを理解していく必要があります。 | |
| 小 項 目 | |
| ① | 地域介護サービス運営協議会の意見を踏まえて、センター運営を行っている。  |
| | 判断の根拠及び理由 |
| ② | 支援にあたっては、保健・医療・福祉サービスが特定の事業者に不当に偏らないよう、また利用者を不当に誘導しないよう、総合的かつ効率的に、多様な事業者から提供されるよう配慮している。 * サービスの内容・事業所に偏りが無いか。 （偏りがある場合は、説明できるだけの正当な理由があるか。） |
| | 判断の根拠及び理由 |
| ① | 改善の方向性 |
| | ↳ (原因の分析・課題・ |
| ② | 今後の対応策など) |

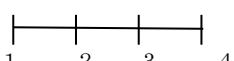
中項目（4） チームアプローチが図られているか。

| 【解説・視点】 | |
|---|---|
| 各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、常に情報を共有し、相互に連携・協働しながら、「3職種」が「4つの業務」を行う「チームアプローチ」の考えが基本であると認識することが必要です。 | |
| 小 項 目 | |
| ① | 情報の共有化が図られるよう、共通の様式に記録を記載している。  |
| | 判断の根拠及び理由 |
| ② | 個々の高齢者に対する責任体制を明確化するため、「主担当職員」を決めている。 * 職員の担当区域をきめている * 抱える課題や背景を踏まえて主担当職員をきめている |
| | 判断の根拠及び理由 |
| ③ | ケースに応じて随時カンファレンスをセンター内で行うなど、チームとして検討・支援していく場を設けている。 * 互いの職種の特性を活かしてどのように関わるかなど話し合いを持つ |
| | 判断の根拠及び理由 |
| ④ | 支援困難ケースや緊急性の判断が必要な場合には、多様な観点から判断・支援できるよう、複数の職員が関わる配慮をしている。 |
| | 判断の根拠及び理由 |
| ⑤ | 所内会議等を定期的に行い、職員間で情報共有や検討ができている。 * センター運営全体に関する課題や地域の課題について * 個別の支援方針に関する悩みや困っていることについて |
| | 判断の根拠及び理由 |
| ① | 改善の方向性 |
| | ↳ (原因の分析・課題・ |
| ⑤ | 今後の対応策など) |

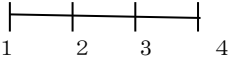
中項目（５） 地域住民への周知が図られているか。

| 【解説・視点】 | | 小項目 | 達成度 |
|--|---|---|-----|
| <p>地域包括支援センターは高齢者の総合相談や権利擁護を担うことから、自ら支援を求めることができない高齢者であっても活用できるよう、積極的に周知を図る必要があります。そのためには、高齢者のみならず、高齢者を取り巻く地域住民や地域活動を行う関係者等に対しても積極的に周知を図っていくことが必要です。</p> | | | |
| ① | <p>センターの看板や案内等が、わかりやすく表示されている。 * 玄関、事務所入口など</p> |  | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ② | <p>センターの案内や業務内容を、地域住民や関係機関に積極的に周知を図るとともに、センターの理解が深まるように働きかけている。 * 広報誌、チラシ、パンフレット、ホームページ、回覧版等の媒体を活用して周知を図る。 * 地域の集まり、関係機関の会合などに出向いてセンターの説明をする。</p> | | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ① | 改善の方向性 | | |
| | （原因の分析・課題・ | | |
| ② | 今後の対応策など） | | |

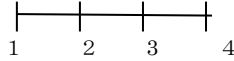
中項目（６） 個人情報の保護について、適切に取り組んでいるか。

| 【解説・視点】 | | 小項目 | 達成度 |
|--|---|---|-----|
| <p>地域包括支援センターは運営上、多くの個人情報を扱うことになるため、取り扱いには充分留意する必要があります。また、相談者等のプライバシーを尊重し、相談や情報収集においては支援をするうえで必要な範囲内にとどめるとともに、常に守秘義務を負うものであることを自覚する必要があります。</p> | | | |
| ① | <p>個人情報の第三者への提供にあたっては、「誰」に「どんな情報」を「何の目的」で提供するのかを説明したうえで、書面にて利用者の同意を得ている。</p> |  | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ② | <p>個人情報保護について職員がきちんと理解できるよう、対応マニュアルの整備や職員への研修等を行っている。</p> | | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ③ | <p>法人内やセンター内、職員間等で不必要に個人情報が流れていない。 * 相談・面接室のプライバシーが確保されている。 * センター事務所と他の事務所が仕切られている。 * 個人情報を他人の目に触れやすい形で放置していない。</p> | | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ④ | <p>個人情報の保管が確実にされている。 * 個人情報は、施錠できる場所に保管する。 * 業務支援システムのID・パスワードは、他人の目に触れる場所にメモを記録しないよう取扱いに配慮する。 * 自宅等に個人情報を持ち帰らない。</p> | | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ① | 改善の方向性 | | |
| | （原因の分析・課題・ | | |
| ④ | 今後の対応策など） | | |

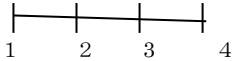
中項目（7） 苦情受付の体制整備が整っているか。

| 【解説・視点】 | | |
|--|--|-----|
| 地域包括支援センターは、要援護高齢者の相談・支援に関わる機関であることから、苦情解決には社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応をすることが求められています。 | | |
| 小 項 目 | | 達成度 |
| ① | 苦情受付の担当者・責任者を置いている。  | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | 苦情についてきちんと対応できるよう、対応マニュアルの整備や職員への周知を行っている。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | 苦情受付担当者や責任者、第三者機関等について、住民や利用者にはわかりやすいよう表示または説明をしている。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① 改善の方向性 ↳ (原因の分析・課題・ ③ 今後の対応策など) | | |

中項目（8） 夜間や休日の体制について確保できているか。

| 【解説・視点】 | | |
|---|--|-----|
| 地域包括支援センターは、高齢者の権利擁護や虐待など様々な相談・支援に関わることから、緊急時には職員と連絡がとれる体制を確保しておく必要があります。 | | |
| 小 項 目 | | 達成度 |
| ① | 夜間や休日における緊急時には、職員と連絡がとれる体制が整っている。  | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① 改善の方向性 ↳ (原因の分析・課題・ 今後の対応策など) | | |

中項目（9） 人材の育成や支援について、取り組んでいるか。

| 【解説・視点】 | | |
|---|---|-----|
| 配置されている専門職の専門性を活かし、サービスの質の向上を図るためには、管理者や法人は、与えられた研修のみならず、研究・事例検討など様々な機会を職員一人ひとりが活用できるよう配慮する必要があります。また、研修等によって得られた知識や情報を他の職員と共有することでセンター全体の質の向上につなげる姿勢が求められます。 | | |
| 小 項 目 | | 達成度 |
| ① | 法人代表者やセンター管理者は、センター職員がスキルアップのための研修にできるだけ参加できるよう配慮している。  | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | センター職員は、スキルアップや自己研鑽を目的として、可能な限り研修等に参加するよう取り組んでいる。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | 知り得た情報や知識については、全員にフィードバックし共有をしている。 | 1 |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① 改善の方向性 ↳ (原因の分析・課題・ ③ 今後の対応策など) | | |

大項目 2. <<介護予防ケアマネジメント業務>>

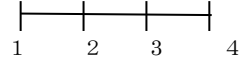
中項目 (1) 介護予防ケアマネジメントが適切に行われているか。

| 【解説・視点】 | | 小 項 目 | 達成度 |
|---|---|-------|-----|
| <p>介護予防ケアマネジメント事業は、特定高齢者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものです（法第115条の45第1項第2号）。介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たっては、今後、対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるよう支援します。また、対象者自身による取組、家族や地域住民等による支援を、積極的に位置づけるとともに、ボランティアや地域活動組織の育成・支援等を実施する介護予防一般高齢者施策と十分に連携し、地域における社会資源の活用に努めることが重要です。</p> | | | |
| ① 動機付け | <p>特定高齢者の決定者に対して、介護予防事業の必要性を説明し事業参加につなげる工夫をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 運動、栄養、口腔それぞれが原因で寝たきりや認知症になるメカニズムについて理解しやすく説明する。 * 事業の見学、体験。 * イメージしやすい事業のチラシ等の配布 | | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ① | 改善の方向性 (原因の分析・課題・今後の対応策など) | | |
| ② アセスメント | <p>生活機能評価の結果等の情報の把握や、対象者及び家族との面接等を通じて課題分析の4領域（①運動及び移動②家庭生活を含む日常生活③社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション④健康管理）ごとに日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景などの課題を明らかにしている。</p> | | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ③ 目標設定 | <p>個別性があり、また具体的な目標設定を行なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 運動機能、栄養改善、口腔機能といった特定の機能だけにとらわれず、生活全体を視野にいれている。 * 本人が実現可能な目標を設定している。 | | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |
| ④ シート の 作 成 | <p>アセスメントの結果や対象者の希望に基づいて、設定した目標を達成するための最も適切な事業等の組み合わせを検討し、対象者や家族の同意を得て、アセスメントシートを作成してる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * インフォーマルサービスや社会資源、セルフケアの導入。 * 事業実施者からの提案の反映。 | | |
| | 判断の根拠及び理由 | | |

| | | |
|---|--|--|
| ⑤ モニタリング | 事業実施状況を利用者宅の訪問や事業実施場所への訪問などで適宜把握するとともに、対象者自身の日常能力等の変化により課題が変更していないかを把握し、必要に応じて事業実施者等との調整を行い、目標の達成状況等の評価を行わせ、その結果の報告を受けている。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑥ 評価 | 介護予防事業参加期間が終了した後、対象者及び家族との面接等によって、対象者の心身の状況等を把握し、評価をした上で見直し等を行っている。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② 改善の方向性 ⑥ (原因の分析・課題・今後の対応策など) | | |
| ⑦ 評価後のフォロー | 評価にあわせて、適切なフォローを実施している。 * 終了者に対して、半年後や一年後等に電話や訪問による状況確認をし、経過を管理している。 * 定期的な生活機能評価受診の勧奨。 * 要介護となった場合の必要な介護サービス利用への結びつけ | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑦ 改善の方向性 (原因の分析・課題・今後の対応策など) | | |
| ⑧ 不参加者への対応 | 介護予防事業不参加（途中リタイヤ含む）の高齢者について、適切なフォローを行うことができている。 * 不参加理由の蓄積と整理 * 電話や訪問によるアプローチの継続。 * 関係機関との連携。 * 定期的な生活機能評価受診の勧奨。 * 介護サービスの必要性が高い高齢者に対しては予防・介護給付の紹介。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑧ 改善の方向性 (原因の分析・課題・今後の対応策など) | | |

大項目 3. <総合相談支援業務>

中項目 (1) ネットワーク構築が図られているか

| 小 項 目 | | 達成度 |
|--|---|-----|
| <p>【解説・視点】 地域包括支援センターは、担当圏域にネットワークを構築することで、支援を必要とする高齢者等を見出すことができます。各種サービス、関係機関等へ適切に支援できるようつなぎ、継続的な見守りを行います。更なる問題の発生を防止するためのネットワーク構築も必要となります。ネットワークは構築するだけでなく、既に機能しているネットワークも把握・整理し、定期的に見直すことが必要です。</p> | | |
| ① | 地域の社会資源を把握し、機能や役割を整理している。 * 医療機関、公共施設等の各サービス機関のマップや一覧表の作成 など <div style="text-align: right;">  </div> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | 圏域における高齢者のニーズ把握を行い、支援内容に対応できるネットワークを構築(改善・活用)している。 * 高齢者見守り、高齢者虐待防止、認知症支援、高齢者徘徊SOS等のネットワーク構築・活用。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | 既存のネットワークが有機的に機能できるよう維持・改善に努めている。 * ネットワーク構築のためのコーディネート * 十分に機能を発揮していない阻害因子を取り除く など | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ④ | 地域包括支援センター業務、ネットワーク構築の必要性や目的を理解してもらえよう、関係機関・住民等に働きかけている。 * パンフレットの作成。広報誌やホームページの活用。地域での説明会の開催。各関係機関等の会合参加 など | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑤ | 地域の必要なネットワークを活用し、他の関係機関と連携して要援護高齢者を支援している。 * 困難事例等の情報収集 など | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① | 改善の方向性 | |
| ⑤ | (原因の分析・課題・今後の対応策など) | |

中項目（2） ネットワークを活用し実態把握を行っているか。

| 【解説・視点】 | | 達成度 |
|---|--|-----|
| <p>地域包括支援センターは、ネットワークを活用しながら様々な手段により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことが必要です。常に高齢者の実態を把握していれば、ニーズを予測することが可能となり、「早期発見」「早期対応」につながり、予防的対応や未然防止をするための対応ができます。</p> | | |
| 小 項 目 | | 達成度 |
| ① | <p>隠れた問題やニーズを早期発見するために、高齢者の個別訪問を行うなど必要に応じて、アウトリーチによる相談・対応をしている。 * 独居高齢者、高齢者世帯への訪問 など</p> | |
| | <p>判断の根拠及び理由</p> | |
| | | |
| ② | <p>様々な社会資源や関係機関等から情報収集を行い、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行っている。 * 近隣や別居家族、利用しているサービス機関や専門相談機関、各種団体からの情報収集 など</p> | |
| | <p>判断の根拠及び理由</p> | |
| ① | <p>改善の方向性 （原因の分析・課題・ 今後の対応策など）</p> | |
| ② | | |

中項目（3） 適切に総合相談業務が実施されているか

| 【解説・視点】 | | 達成度 |
|--|--|-----|
| <p>地域包括ケアとしての継続支援の「入り口」となるのが「総合相談」です。 地域に住む高齢者の様々な相談を全て受け止める、ワンストップサービスに心掛け適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローアップしていくことが重要です。 身近に信頼し継続的に相談できる拠点となり、相談者の多様な状況に的確に対応できる仕組みが必要となっています。</p> | | |
| 小 項 目 | | 達成度 |
| ① | <p>本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対して、相談者との信頼関係を構築しながら、的確な状況把握を実施すると同時に、相談内容に即したサービスや制度に関する助言、関係機関の紹介等を行っている。 * 各種制度の案内資料作成や収集 * 「利用者基本情報」シートの活用</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | <p>初期段階での相談については、的確に状況を把握した上で、緊急性を判断し、適切な対応ができている。 * 信頼関係の構築・的確な状況把握・緊急性の判断・情報の提供・記録整理・事例の蓄積により介入方法の応用 など</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | <p>本人のライフステージや役割、環境との関わりを考慮しながらニーズを把握し、適切なスクリーニングを実施し、専門的・継続的な支援をしている。 * 訪問による相談や情報収集 * アセスメントに基づく支援計画の策定 * サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ * 継続支援のためのモニタリング など</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ④ | <p>再相談に対応できるよう対応した以外の職員でも見て分かるように相談記録票は整備し記録を残している。 * 統一の相談様式の作成 * 相談台帳の記載 など</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① ④ | <p>改善の方向性 （原因の分析・課題・今後の対応策など）</p> | |

大項目 4. << 権利擁護業務 >>

中項目 (1) 権利擁護業務について理解されているか。

| 【解説・視点】 | | 達成度 |
|--|--|-----|
| <p>介護保険法第1条（目的）に「尊厳の保持」が掲げられています。地域包括支援センターの権利擁護業務のめざすものは、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持するという当たり前の願いを実現していくことです。権利擁護業務を行う者は、個人の権利や生きることの尊厳を理解し、専門性に基づいた支援が求められています。</p> | | |
| 小 項 目 | | 達成度 |
| ① | <p>認知症高齢者で適切な意思決定をできる人がいない等、リフォーム詐欺等の消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。 * 成年後見制度、老人福祉施設等への措置制度・高齢者虐待防止法、消費者被害に関する法令 など</p> <p style="text-align: right;"> ----- ----- ----- ----- 1 2 3 4</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | <p>日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することによって、本人の生活の維持を図っている。 * 成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害防止に関する諸制度活用 など</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | <p>本人や家族・親族等、関係機関等からの相談や実態把握により、成年後見制度利用の必要性が判断された場合、申立ての支援を行っている。 例) 親族が申立てを行える場合には、その親族に対し説明を行う。親族がない場合は、市の担当部局に報告し、市長申立てにつなげる など</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ④ | <p>認知症等の高齢者は、消費者被害に遭う危険性が高いことから、被害を未然に防止するために、啓発等の取組みや、民生委員・校区福祉委員会等の地域団体や各種専門機関との連携強化を図っている。 例) 地域住民や介護保険事業者への講演会開催や広報・パンフレット配布といった普及啓発等の取組み など</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① | 改善の方向性 | |
| | (原因の分析・課題・ | |
| ④ | 今後の対応策など) | |

中項目 (2) 成年後見制度の普及や活用促進が行われているか

| 【解説・視点】 | | 達成度 |
|--|--|-----|
| <p>認知症等によって判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理などの支援を行うため、成年後見制度を活用することが有効です。地域包括支援センターでは、成年後見制度の活用を幅広く普及させるための広報等の取組みを行ったり、医療機関や成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携が求められています。また、成年後見制度の利用に関しては、適切なスクリーニングを実施することは勿論、制度利用が必要な場合の申立て支援を実施することが重要です。</p> | | |
| 小 項 目 | | 達成度 |
| ① | <p>制度（法定後見・任意後見）を幅広く普及するための活動を行っている。 * 広報掲載 * 権利擁護に関する団体等と連携し、住民や関係者向けへの講演会等の実施 * 市町村や地方法務局と連携 など</p> <p style="text-align: right;"> ----- ----- ----- ----- 1 2 3 4</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | <p>制度利用が円滑に実施出来るよう、申立て支援を行っている。 * 親族が申立てを行える場合には、その親族に対し説明を行う * 親族がない場合は、市の担当部局に報告し、市長申立てにつなげる * 申立てに必要な医師の診断書作成や鑑定がスムーズに行われるよう、地域の医療機関との連携 * 地域において成年後見人等の候補者を推薦することができる団体等とも連携 など</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |

| | |
|--|--|
| ① 改善の方向性 ↓ (原因の分析・課題・ ② 今後の対応策など) | |
|--|--|

中項目(3) 高齢者虐待・消費者被害防止への取組みができているか

| 【解説・視点】 | | 達成度 |
|--|---|-----|
| <p>高齢者虐待・消費者被害の問題では、認知症高齢者が虐待を受けたり、被害に遭うことが多い。地域包括支援センターは、権利擁護事業として関係機関等と連携し高齢者虐待、消費者被害の問題に取り組んでいく必要がある。問題についての普及啓発活動を行い、関係者や地域住民の問題意識を高めていくこと。そして相談・通報に対しては、関係機関と連携しながら情報収集、実態把握を行い、緊急性の判断や支援方法の検討、また養護者支援の視点から家族全体の支援を考えていくことが重要である。</p> | | |
| 小項目 | | 達成度 |
| ① | <p>関係機関や地域住民に対して高齢者虐待の防止に向けた普及啓発等の取組みを実施している。 *パンフレット作成、研修会開催など</p> <div style="text-align: right;"> </div> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | <p>アウトリーチによる実態把握など様々な方法でニーズの発掘や状況確認を行い、また関係機関と連携し、高齢者虐待・困難事例の早期発見に努めている。 *情報収集や正確な実態把握</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | <p>家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ④ | <p>虐待や消費者被害の事実が確認されたときは各区地域福祉課や消費生活センターなどの関係機関と連携・協働し、問題解決を図っている。 *消費生活センターとの連携(ケース会議、相談体制) *被害救済や多重債務整理など法律家との連携・相談体制をつくる。</p> | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① | 改善の方向性 ↓ (原因の分析・課題・ ④ 今後の対応策など) | |

大項目 5. <包括的・継続的ケアマネジメント支援>

中項目 (1) 介護支援専門員に対して日常的に指導・助言を行っているか。

| 【解説・視点】 | | |
|---|---|-----|
| <p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、主治医と介護支援専門員の連携、在宅と施設の連携など、利用者一人ひとりについて主治医や介護支援専門員などの様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的にフォローアップしていく「包括的・継続的ケアマネジメント」の確立が極めて重要です。 地域包括支援センターは、主治医との連携、在宅と施設の連携などを行うケアマネジメントの体制を整備する必要があります。</p> | | |
| | 小 項 目 | 達成度 |
| ① | 介護支援専門員の相談窓口を設け、積極的に相談に応じている。 * 事業所の巡回訪問 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | 支援困難事例を抱える介護支援専門員に対して、スーパービジョン（支持的・教育的支援）による介護支援専門員自身の援助の振り返りを支援している。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | 個別事例に対するサービス担当者会議の開催を支援している。 * 医師と介護支援専門員をメンバーとして連携方法について勉強会を開催。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ④ | ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導をしている。 * 個別指導・事例検討会の開催 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① ④ | 改善の方向性 （原因の分析・課題・今後の対応策など） | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑤ | 協力して業務を進めたり、互いに悩みを話し合ったりできるよう、介護支援専門員同士のネットワークを構築している | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑥ | 介護支援専門員に対して様々な情報を提供する仕組みをつくり、情報支援をしている。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |

| | | |
|--------|---|--|
| ⑦ | 担当地域の介護支援専門員が、能力や経験に応じて能力を伸ばしていくことができるよう、質の向上のための研修を行っている。もしくは研修を受講、開催するよう事業所や市町村、研修機関などに働きかけている。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑧ | 介護支援専門員及び居宅サービス事業者の相互理解を深め、連携関係を構築し、ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけを行っている。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑤ ⑧ | 改善の方向性 (原因の分析・課題・今後の対応策など) | |

中項目(2) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築が図れたか。

| | | |
|---|---|-----|
| <p>【解説・視点】 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより、他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図ることが大切です。</p> | | |
| 小 項 目 | | 達成度 |
| ① | 関係機関および多職種との連携体制を作っている。 * 講演会・研修会、包括ケア会議・多職種が集まる連絡会 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ② | 医療機関との連携体制を作っている。 * かかりつけ医等との意見交換の場づくり | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ③ | 地域にあるインフォーマルサービスについて情報を把握し、その活動内容や特徴、連絡先などがいつでも誰でも利用できるよう整理しておくなど、連携体制を作っている。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ④ | 関係機関に対し、サービス担当者会議についての理解を得られるように働きかけるなど、会議開催を支援している。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ⑤ | 関係機関や関係者との調整を行い、地域での生活に戻るための地域における受け皿づくり、支援体制を整備するなど、入院・退院時の連携が図れるよう支援している。 | |
| | 判断の根拠及び理由 | |
| ① ⑤ | 改善の方向性 (原因の分析・課題・今後の対応策など) | |

地域包括支援センター自己評価票まとめ

| | | | | |
|--------|------------|---|---|---|
| 記入日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| センター名称 | 地域包括支援センター | | | |

| ≪地域包括支援センター人員配置≫ (平成 年 月 日時点) | ≪担当区域基礎データ≫ (平成 年 月 日時点) |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ①保健師等 〇名 | 人口 〇人 |
| ②社会福祉士 〇名 | 高齢者人口 〇人 |
| ③主任ケアマネ 〇名 | 要支援者数 〇人 |
| ④その他職員 〇名 | ケアプラン作成数 〇件 |
| 計 〇名 | (内委託件数 〇件) |

↓
基本事項より自動入力されます。

↓
基本事項より自動入力されます。

| 大項目 | 現状及び課題 | 目 標 | 計画を実施する具体的な方法や方向性 |
|------------------------|--------|-----|-------------------|
| 1. 基本項目 | | | |
| 2. 介護予防ケアマネジメント業務 | | | |
| 3. 総合相談支援業務 | | | |
| 4. 権利擁護業務 | | | |
| 5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | | | |